

会 告

平成 27 年 12 月 4 日

一般社団法人日本透析医学会

理 事 長 新田 孝作
専門医制度委員会委員長 岡田 一義
専門医認定小委員会委員長 藤元 昭一

一般社団法人日本透析医学会専門医制度規則・規則施行細則 改正のお知らせ

平成 27 年 12 月 4 日開催の理事会で専門医制度規則および規則施行細則の一部改正が承認されましたのでお知らせいたします。

専門医制度規則第 8 条 3 項は専門医認定申請時に重要な改正となり、専門医制度規則施行細則別表は、専門医・指導医の認定および更新に重要な改正となりますのでご注意ください。

なお、本改正事項は平成 28 年度から該当します。

◎ 専門医制度規則第 8 条 3 項

本学会の専門医制度委員会の規定によって編成された研修カリキュラムに従い、学会認定施設において 1 年以上または教育関連施設において 3 年以上を含む通算 3 年以上を主として透析療法に関する臨床研修を行いかつ業績のあること。 なお、勤務日数は、原則週 4 日以上を研修 1 年と認定する。ただし、週 3 日の勤務は、研修 1 年の 4 分の 3 に相当し、週 2 日の勤務は、研修 1 年の 4 分の 2 に相当する。

◎ 専門医制度規則施行細則 別表

【業績】本学会総会参加，発表および学会誌掲載論文は業績として認める。他学会や研究会の場合には，透析患者の血液浄化関連に限る。

《学会参加》*1

総会参加……………10 単位

《学会発表》*2

筆頭者……………各学会
出席単位の2倍
共同発表……………各学会
出席単位の1/2

《論文》*3

- ・本学会誌
 - 筆頭者……………20 単位
 - 共同著者…………… 2 単位
 - ・その他の雑誌
 - ①編集委員会にレフェリー制度があるもの。
 - ②大学病院で発行されたものは認める，院内誌や製薬メーカー誌は含まれない。
 - ③学会の proceeding は論文として認める。
- 筆頭者……………5 単位
共同著者……………1 単位

《刊行書》

単 著……………20 単位
共同著書（筆頭）…10 単位
共同著書（共著）… 2 単位

《セルフトレーニング問題正答》*4

5 単位

注*1：同一学術集会会期中において開催される複数の生涯教育プログラムを受講しても5単位とする。

注*2：教育講演，シンポジウム，パネルディスカッション，ワークショップなどを含む指導医については地方学術集会での発表は1回のみが認められる。発表学会は別表に掲載された学会が望ましい。

注*3：原著論文として，透析患者の血液浄化関連に関する研究論文，症例報告を認める。

なお，原著論文あるいは刊行書は，資格認定申請年の6月30日までに，発行，刊行あるいは受理されていること。

注*4：毎年認められる。